

(3) 訪問教育対象児童・生徒数及び担当教員数の推移

年度 項目	59	60	61	62	63	元	2	3	4
対象児童・生徒数	121	126	139	114	103	109	112	104	92
担当教員数	36	39	40	33	32	34	37	41	41

(4) 心身の障害による就学義務の猶予・免除者数の推移

年度 項目	59	60	61	62	63	元	2	3	4
猶予者数	14	9	6	3	3	5	6	10	8
免除者数	4	5	6	7	5	5	5	5	5

※ 全就学義務の猶予・免除者数のうち、心身に障害を有するために猶予・免除となった者の数。

3 教職員人事・任用

- (1) 盲・聾・養護学校の人事については、教育内容や指導法等の特殊性・専門性に鑑み、経験豊かな有為な人材を確保し、教職員組織の強化と教育活動の充実を図ることに努めた。

そのため、小・中・高等学校との積極的な交流を行うとともに、昭和57年度より実施している特殊教育関係教職員の採用事務の一元化を推進し、専門性を有する教員の適正な配置と教育効果の向上に努めた。

- (2) 人事異動の概要については、第4章義務教育及び第5章高等学校教育の中の教職員人事・任用の項を参照のこと。

4 高等部設置

県立会津養護学校に高等部を設置し、4月8日(水)高等部開設式を実施した。

第2節 学校教育

1 概要

(1) 指導行政の基本方針

「平成4年度教育行政の概要」の第Ⅱ部、中期的展望に立った「教育施策の体系と概要」の実施計画の第2年次として「養護教育の充実」を掲げ、適正就学の推進、児童生徒の障害の重度化・重複化等心身の障害の多様化に対応するため、障害の状態及び能力・適性等に応じる教育を一層進めて、可能な限り積極的に社会参加・自立する人間の育成を目指した適切な教育に努めた。

また、心身に障害のある児童生徒の経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係を育てるため、地域や学校の実

態等に応じ、学校の教育活動全体を通じて、障害のない児童生徒及び地域社会の人たちと活動を共にする機会を積極的に設け、小・中学校の児童生徒、教職員、地域住民が心身障害児に対する正しい理解と人間尊重の精神に根ざした心の触れ合いのあり方を深めるように努めた。

(2) 指導組織

課長、主幹兼課長補佐、主任管理主事兼振興係長、管理主事、主任指導主事各1名、指導主事3名及び主査、主事各1名、各教育事務所養護教育担当指導主事7名(兼任)及び養護教育担当学校教育指導委員13名(県立学校6名、公立学校7名)をもって指導に当たった。

(3) 学校教育指導の重点

前記の基本方針に基づき、指導の重点を次のように設定し、指導の充実を図った。

① 教育内容・方法の改善充実

ア 文部省主催の平成4年度地区別特殊教育教育課程講習会に参加するとともに、特殊教育教育課程編成管理講習会を障害種別ごとに開催し、盲・聾・養護学校の学習指導要領を踏まえ、教育課程の円滑な実施を図るため、年次計画により、盲・聾・養護学校、特殊学級の教員に対し、教育課程の編成や管理の研修を通して、指導内容・方法の改善と指導力の向上に努めた。

イ 児童生徒の心身の障害の種類・程度及び発達段階や適性に応じて、社会参加・自立を目指すために必要な基礎・基本となる学力の向上と指導法の改善を図るため、県立盲・聾・養護学校、市立養護学校を含めた養護教育改善対策会議を開催し、「社会参加・自立を図る養護教育の在り方」—社会参加・自立を図る学習指導—(第2年次)の研究に努めた。

ウ 精神薄弱特殊学級学習指導法研究会を開催し、小・中学校精神薄弱特殊学級担当2年以上の教員を対象として、特別の教育課程に基づく、指導内容・方法の改善について研究協議等を行い、指導力の向上と学習指導の改善に努めた。

エ 県立学校共同訪問(10校)、特殊学級設置校共同訪問(13校)により、心身障害児の学習指導、生徒指導、管理運営等の諸問題について検討し、必要に応じて協議し、助言指導を行い、学校学級運営の質的向上に努めた。

オ 研究学校を指定し、教育課程、指導内容・方法の改善充実を努めた。

心身障害児理解推進校(小学校1校、中学校1校)

② 交流教育の推進

養護教育地域交流推進事業実施校(精神薄弱養護学校1校、協力校小学校1校、中学校1校、協力地域2地区)を指定し、心身障害児が心身に障害のない児童生徒や地域社会の人たちと活動を共にすることにより、心身障害児の経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係を育てるためだけでなく、特に学校周辺の地域住民、小・中学校の児童生徒や教職員が心身障害児とその教育に対して正しい理解と認識を深めるとともに、互いに連帯意識を育むことに努めた。